

## 税務 等に関するQ&A

ラムチップ・パートナーズ国際税務会計事務所  
宮原 裕徳



Q&A

Legal & Tax

**Q** 贈与税・相続税など日本で発生した税金に対するタイからの申告・納付はどのように行えばいいのでしょうか?

**A** 納税管理人を申請し、代行してもらうことが可能です。

日本の遺産を相続して相続税を申告する人や、資産の贈与を受けて贈与税を申告する人には「納税管理人」が必要になります。納税管理人とは、タイに住んでいる納税者に代わって申告書を提出したり、実際に納税を行ったりすることができます。納税管理人になる要件は、個人の場合は特になく、親族間わず知り合いを指定することができます。法人の場合は、独立した生計を営む個人または事務所等を有するとされていますが、多くは非居住者の親族か税理士・弁護士に頼んでいるかと思います。

**Q** 日本人夫、タイ人妻の夫婦の相続について質問です。夫は日本とタイそれぞれに相続資産を持っているのですが、双方を日本で申告する必要があるのでしょうか?

**A** タイ居住年数によって申告の有無が変わります。

日本の資産は日本で申告しなければいけませんが、タイの資産に関する申告は、夫(被相続人)とタイ人妻(法定相続人)両者が10年以上タイに居住しているかどうかがポイントです。両者がタイに10年未満の居住だった場合はタイの資産についても日本で申告する必要がありますが、両者がタイに10年以上居住している場合は、タイの資産を日本で申告する必要はありません。タイの相続税率は1億バーツを超えた相続資産に対して10%が課税されます(ただし、相続人が両親・祖父母または直系子孫の場合は5%の課税)。

**Q** タイ人男性と結婚し、子どもが1人います。夫が先に亡くなった場合、私と子どもの取り分はどうなるのか教えてください。

※夫の父(義父)が亡くなった際に、夫の妹(義姉)が豹変して土地や葬儀用にタンブンされたお金をすべて横取りしていく経験があります。裁判などはしませんでしたが、こういった厄介な人がいるのでとても心配しています。

**A** 法定割合に応じて遺産を分割します。

タイの法律上、配偶者は常に法定相続人です。夫(被相続人)に「個人財産」と「婚姻財産(婚姻から被相続人の死亡時までに生じた財産)」がある場合、まず婚姻財産の2分の1を配偶者に分割した上で、婚姻財産の残り2分の1と夫(被相続人)の個人財産の合計を相続の対象とし、法定割合に応じて遺産を分割することになります。

まず、タイでも法律を無視することはないので、遺産の分割に不安がある場合は遺言作成を行うことをお勧めします。ただ遺言の偽造がタイではよくあるので、夫(被相続人)は法律に基づいて遺言を作成し、遺言執行者(弁護士等)に遺言書を預けておく必要があります。

**Q** 日本に資産(自宅・預金など)があるのですが、タイ人配偶者に相続する場合、どのような対策ができるか教えてください。

**A** 日本の資産の場合は、日本国内の対策を講じる必要があります。

タイ人配偶者の海外居住年数に関わらず相続税が課されるため、不動産の購入や事業承継税制の検討といった一般的な日本人(無制限納税義務者)が日本国内で行っている対策に取り組みましょう。

## 拡大する生前贈与の相続財産化

### どうなる? 日本の「相続・贈与一体課税」

日本で取り上げられている相続・贈与の一体課税について、注目している人も多いかと思いますが、これは「相続で財産を渡しても、贈与で財産を渡しても、課税される金額を出来る限り同じにする」というものです。前項にて、生前贈与のメリットを説明しましたが、これまででは、相続開始前の3年間に贈与された財産を相続財産とみなし、相続税が計算されてきました。しかし、相続贈与の一体化では、この3年を5年から10年に遡って相続財産に加算する(相続財産とみなされる期間が延長する)ことが予想されています。

早ければ2022年末の令和4年度税制改正大綱にて詳細が発表され、24年1月以後の相続に適用開始になるのでは、という声が一部では挙がっています。改正される前に駆け込みで生前贈与を行う人もいるそうですが、生前対策のポイントとしてはこれまでと大きく変わりません。改正の内容を注視しながら、対策を行うことをお勧めします。

#### 亡くなる10年前の贈与分まで課税対象に?

